

議 案 名	富士見市立みずほ学園条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	児童福祉法の一部改正に伴い、同法の規定を引用している富士見市立みずほ学園条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	児童福祉法第6条の2の2第3項が削られ、同条第6項が第5項に、同条第7項が第6項に繰り上がることに伴い、条例第1条中の引用規定を改正するものです。
施 行 日	令和6年4月1日

富士見市立みずほ学園条例（平成13年条例第27号）新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「児童発達支援等」という。）並びに同条第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）を行うため、富士見市立みずほ学園（以下「学園」という。）を富士見市みどり野南2番地1に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「児童発達支援等」という。）並びに同条第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）を行うため、富士見市立みずほ学園（以下「学園」という。）を富士見市みどり野南2番地1に設置する。</p>